

平成 28 年 4 月 5 日

受益者のみなさま

三菱UFJ 国際投信株式会社

「中期国債ファンド」
繰上償還（信託契約の解約）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、国債や短期金融資産の利回りも低下し、一部はマイナスの利回りで取引されております。

このような環境下においては、中期利付国債をはじめとした公社債を中心に短期の金融商品も組み入れて元本の安定性に配慮しつつ安定した収益の確保をめざした運用を行うという当該投資信託の商品性を維持していくことは極めて困難であり、可能な限り早期に繰上償還（信託契約の解約）を行うことが受益者さまにとって有利であると判断いたしました。

つきましては、当該投資信託約款第 34 条第 1 項に規定する「やむを得ない事情が発生した場合」に該当するものと判断し、平成 28 年 4 月 28 日に繰上償還を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。（販売会社からの償還代金の支払開始予定日は平成 28 年 5 月 2 日です。）

なお、本手続きにあたっては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 32 条第 3 項ただし書きおよび同施行規則第 51 条第 1 項第 1 号ならびに信託約款第 34 条第 6 項に規定する「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」であって、同法第 32 条第 3 項の規定により準用される同法第 30 条第 2 項および信託約款第 34 条第 6 項に規定する「第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合」に該当するため、受益者の異議申立て、反対者の買取請求は実施いたしません。

本件につきまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

換金申込みの受け付けは、平成 28 年 4 月 26 日までとさせていただきます。

本お知らせは、平成 28 年 3 月 22 日時点での受益者さまへご送付させていただいております。このため、当該投資信託を全て換金済みの受益者さまへ本お知らせが届く場合がございますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

本件につきましては、別紙【「中期国債ファンド」繰上償還（信託契約の解約）のお知らせに関する Q & A】も併せてご覧ください。

何卒、繰上償還の趣旨について、ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き弊社の投資信託をご愛顧の程、よろしくようお願い申し上げます。

敬具

ご参考

【該当約款条文】

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出る。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行わない。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合は、第1項の信託契約の解約をしない。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととした場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行わない。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しない。

以上

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お問い合わせフリーダイヤル 0120-653563

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。